

●香川県告示第551号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成24年11月30日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 申請の概要

(1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

小豆郡小豆島町苗羽甲1393番地4

岡田食品工業株式会社 代表取締役 岡田尚士

(2) 事業場の所在地及び名称

小豆郡小豆島町苗羽甲1393番地4

岡田食品工業株式会社 本社工場

(3) 特定施設に関する事項

設置しようとする特定施設

種	類	水産食料品製造業の用に供する洗浄施設	
能	力	①洗浄槽 40kg/h 1基 ②脱塩槽-2 200kg/回 1基	
工 期 等	工事着手予定年月日	許可後	
	工事完成予定年月日	工事着手後1箇月	
	使用開始予定年月日	完成後	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		①連続5時間使用 ②連続14時間使用	
排 出 さ れ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	①②3.8~6.6	①②3.8~6.6
	生物学的酸素要求量 (mg/L)	①②3,600	①②4,500
	化学的酸素要求量 (mg/L)	①②2,760	①②3,450
	浮遊物質量 (mg/L)	①②600	①②750
	窒素含有量 (mg/L)	①②200	①②400
	りん含有量 (mg/L)	①②100	①②200
	大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	①②1,000以下	①②1,000以下
排出される汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)		①②3	①②5

変更しようとする特定施設

種	類	水産食料品製造業の用に供する洗浄施設	
能	力	50kg/h 1基	
工 期 等	工事着手予定年月日	既設	
	工事完成予定年月日	既設	
	使用開始予定年月日	許可後	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		(変更前) 4時間連続使用 (変更後) 7時間連続使用	

排出される汚水等の汚染状態	項目	排水口	
		通常	最大
	水素イオン濃度	3.8~6.6	3.8~6.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	3,600	4,500
	化学的酸素要求量 (mg/L)	2,760	3,450
	浮遊物質 (mg/L)	600	750
	窒素含有量 (mg/L)	200	400
	りん含有量 (mg/L)	100	200
	大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	1,000以下	1,000以下
排出される汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)		(変更前) 6 (変更後) 10	(変更前) 7 (変更後) 12

排水口の新設（1箇所（雨水専用））及び廃止（7箇所（雨水専用））

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更無

(5) 排出水の汚染状態及び量

排出水の汚染状態	項目	第1排水口	
		通常	最大
	水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	45	80
	化学的酸素要求量 (mg/L)	45	80
	浮遊物質 (mg/L)	40	70
	窒素含有量 (mg/L)	30	60
	りん含有量 (mg/L)	2.5	5
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)	8	15
排出水の量 (m <sup>3</sup> /日)		160	200

他に排水口が20箇所ある。（雨水専用17箇所、冷却水用1箇所）

（備考）今回新たに特定施設の設置及び既設特定施設の1日当たりの使用時間を変更するが、一部既設特定施設を廃止するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に変更はない。

また、雨水専用の排水口を7箇所廃止し、新たに雨水専用の排水口を1箇所設置する。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成24年11月30日から同年12月21日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境管理課

小豆島町環境衛生課